

# 東葛支部だより

令和元年

10/1

第119号(秋季号)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台316-17

TEL：04-7129-0803 URL：<http://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：関谷一和 齋藤三博 嶽崎真里子 飯田利治

〔支部会員の動向〕	個人会員	410名
令和元年8月末現在	法人会員	2名
	合計	412名



## 伊佐支部長からのご挨拶

支部会員の皆様には日頃より支部事業の運営にご理解とご協力を賜わりまして、誠にありがとうございます。

皆様に支部事業に関心をお持ち頂き、参画意識を高めるためには、それぞれの事業の持つ意味を皆様に周知していくことも大切であると考えております。

今後、この支部だよりの紙面を利用して、支部事業に対する私の考え方を述べさせていただく予定ですので、ご一読いただければ幸いです。

### 【会員間の交流について】

私は会員間の「繋がり」を強くしたいと考えています。親睦事業により繋がりが強くなれば、会員の皆様は、様々な職歴、得意分野を持つ人たちと情報交換ができた、知識やマナーを学び取ることができ、そこからビジネスのヒントを掴んだり、共に成長することが期待できます。

一方で、繋がりは、支部にとっても大きなメリットがあります。人の繋がりにより参画意識が高まれば、支部の組織力が強化され、質の高い事業を展開することが可能となるからです。

今年は特に、新入会員を中心に交流を深めていただきたいと考えております。実務で躓いたときは、業務に精通した先輩の助言が何よりありがたいものです。新入会員の皆様は、積極的に交流を重ね、先輩方と顔見知りになってください。そのために交流会、懇親会、親睦旅行などを実施し、支部として会員間の交流をサポートさせていただきます。

8月17日に実施した支部研修は44名、研修後の懇親会は31名、8月28日に実施した交流会は22名の参加者がありました。交流会では特に入会歴の浅い会員の方たちが多数参加され、様々な思いを聞かせていただくことができ、参考になりました。9月21日に開催の交流会(バーベキュー)も、30名程の参加をいただき、

参加された皆様の繋がりは、少しずつ広がっています。

そして今年も11月30日～12月1日に親睦旅行を実施します。一泊旅行では、会議や懇親会では作りにくい深い繋がりができます。代々の支部役員のうち、多くの人が旅行に複数回参加され、強い信頼関係を作って参りました。ここ数年、参加者が減少傾向ではありましたが、組織の強化は、短期間で実現できることではなく、数年先を見据えた粘り強い活動が必要です。この大切な交流の機会を次世代へ引き継ぐのも私の使命と考えております。知らない同士が知り合ういい機会です。特に新入会員の方は大歓迎いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

## 市民相談部からの報告とお知らせ

### ●行政書士制度広報月間

日本行政書士会連合会では、10月1日から同月31日までの1か月間を「行政書士制度広報月間」と定め、全国の行政書士会の協力により広く一般市民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図ることを目的に、広報活動を展開します。

千葉県行政書士会東葛支部でも毎年、官公署訪問と街頭無料相談会を中心に活動し、行政書士制度のPRに努めています。

官公署訪問では各市の市長はじめ地域の官公署を訪問し、日頃の行政書士業務に対する理解と協力に謝意を表し、官公署との協議の機会を持ち、さらに行政側からの意見等も伺う機会とします。行政書士制度広報月間ポスターもその際に掲示を依頼し、行政書士制度の認識を広めることに努めます。

街頭無料相談会の開催は、地域住民の皆様には行政書士の業務と活用方法について認識を定着する機会と捉え、直接市民に働きかけて広報活動に努めます。

●官公署訪問（予定）

【市長訪問】

柏市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市  
その他官公署

【松戸市】

松戸警察署、松戸東警察署、松戸県税事務所、  
東葛飾土木事務所、千葉地方法務局松戸支局、  
松戸公証役場、宅建協会松戸支部、  
松戸健康福祉センター、松戸商工会議所、  
日本政策金融公庫松戸支店

【柏市】

千葉地方法務局柏支局、柏県税事務所、  
柏警察署、柏公証役場、宅建協会東葛支部、  
柏市保健所、消費生活センター、柏商工会議所

【流山市】

流山警察署、流山商工会議所、  
流山市社会福祉協議会

【我孫子市】

我孫子警察署、我孫子市商工会

【野田市】

野田警察署、野田自動車検査登録事務所、  
野田商工会議所

●街頭無料相談会

【松戸会場】

日時：令和元年10月5日（土）6日（日）  
10：00～15：30  
場所：松戸駅西口2階広場

【柏会場】

日時：令和元年10月19日（土）  
10：30～15：30  
場所：柏駅東口スカイプラザ柏  
2階入口前ピロティ

●市民相談会相談員説明会 開催報告

日時：令和元年8月31日（土）  
15時30分～17時30分  
場所：新松戸市民センター 第2会議室  
内容 ①「市民相談指針」の説明及び相談員としての心構えについて  
②事例研究 グループディスカッション  
相談事例を題材に、相談に対する措置、対応、相談を受ける際の留意点についての話し合い

③グループごとに結果発表

④事例研究のまとめ

出席者数：48名（うち登録32名、未登録16名）  
（報告者 市民相談部 部長 岩本章子）



（出席者レポート）

8～9人ごとに6つのグループに分かれ、市民相談部による行政書士市民相談指針等の説明の後、それぞれのグループごとに設定された相談事例について、どのように回答すればよいか、その際の注意点は何か、各グループでまとめて発表を行いました。

また具体的事例だけでなく、一般的な「相談を受ける際の留意点」についてもグループごとに話し合われ、発表しました。

現在相談員になっていない先生も多く参加され、新しく相談員への就任を希望された方も複数おられました。

（報告者 広報部員 齋藤三博）

第1回新入会員向け交流会の報告

日時：令和元年8月28日（水）  
18：00～19：30  
場所：柏中央近隣センター（アミューゼ柏）

本年より初めての試みになります、伊佐支部長、親睦部と新入会員との交流会が開催されました。

当日は、各自の自己紹介から始まり、その後、新人各自より日頃の心配事や事務所運営にかかわる不安事などを諸先輩方に質問する形式で行われました。

新入会員からは、日頃感じている業務上の心配事など

が聞けて非常に良かったという声や、今後質問などがあつた時に、先輩方への連絡が取り易くなったとの意見もありました。

その後の懇親会は終始なごやかなムードで進行し、新入会員にとって非常に有意義な時間となりました。

(報告者 広報部員 飯田利治)



部や行政書士について、また私的な情報についてゆつたりと話ができた貴重なイベントでした。

(報告者 広報部員 齋藤三博)



## バーベキュー大会（交流会）の報告

日 時：令和元年9月21日（土）  
11：30～15：00  
場 所：清水公園キャンプ場（野田市）



昨年に引き続き、2回目の開催でした。

今年も会員だけでなくご家族やペットも加わり、昨年よりさらに多くの方が参加されました。

また、食べ物や飲み物その他の差し入れも多くいただきました。

当日は大変すごしやすい天気恵まれ、火起こしなど前年うまくいかなかった点を改善しようとするリベンジも見られました。

新入会員も多く参加し、開放的な雰囲気の中で東葛支

## 緊急寄稿

【台風15号の被災地を目にして】

松戸地区 味岡吉賢

9月9日、千葉市付近に上陸した台風15号により、千葉県内では広範囲に甚大な被害を受けました。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

幸い、東葛支部内では大きな被害の報告は無いようですが、県内の東葛・葛南以外の地域では倒木、長期間の停電、道路の寸断などにより復旧作業は大幅に遅れ、被災者の生活、産業への被害は深刻なものになっています。千葉県行政書士会（本会）では、9月18日に中村会長、古木副会長、そして私の3名が、被害状況、住民への支援体制の確認と千葉県と本会との災害時支援協定に基づく支援活動についての説明のため、被災地のうち、市原市、富津市、鋸南町、南房総市、館山市の各市町担当部署を訪問しました。

現地では、ひび割れて傾いた電柱、通行止めの道路、瓦が吹き飛ばされた住宅が無数にあり、ニュース映像で見知ってはいたものの、実際に現地の状況を見てみると本当に悲惨な状況でした。

道路ですれ違う車は、自衛隊や電力会社の作業車が多数あり、また、停電の影響でほとんどの商店は営業することができないため、数件だけ営業しているコンビニエンスストアを探して食べ物・飲み物を購入するような状況で、住民の方だけでなく、復旧作業の方々も大変ご苦

労されていることと思います。

各市町庁舎では、ブルーシートや飲料水などの配布が慌ただしい中で行われていましたが、停電の影響により、未だ全体の被害状況の把握ができず、今後どのような支援が必要になるのか判断に苦慮されていました。特に鋸南町では、庁舎内の照明も薄暗く、通路には携帯電話の充電用に延長コードが這いまわされ、通路に並べられた机で被災者の相談対応に当たっているような状態でした。

本会では、9月20日に災害対策本部を立ち上げ、今後の支援体制について協議を行いました。各被災地への支援に先立ち、全会員への被災状況の確認を行い、並行して支援活動に協力していただける会員の募集を行います。行政書士が行う支援活動としては、高齢者や障がい者など、申請窓口を訪ねることが困難な方の代理人として罹災証明書の申請を行うことや各種申請に関する相談所の設置などが期待されています。実際にどのような支援活動を行うかは、現在、千葉県から各被災地に対して、必要な支援活動の要望確認を行っておりますので、分かり次第皆さまにお知らせします。

被災された方の中には、本会の会員も多数含まれています。被災された方の生活が一日でも早く日常の生活に戻れるよう、皆さまのご協力を心よりお願いいたします。

※味岡会員には、千葉県行政書士会災害対策委員会委員長の立場から特別に緊急寄稿をいただきました。



暴風で屋根が損壊した住居（南房総市）

※撮影 中村利雄会長



暴風で外壁が損壊した富浦中学校の体育館（南房総市）

※撮影 中村利雄会長

## 【業務情報】民法（相続法）の改正について

昨年に改正された民法（相続法）が本年の7月1日より施行されました。昨今重要な改正が続く相続法ですが、今般の改正について、その一部を紹介します。

### 1. 遺言執行者の任務の開始

遺言執行者が、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならないこととなりました。（第1007条第2項）

### 2. 特定財産に関する遺言の執行

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（特定財産承継遺言）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する對抗要件を備えるために必要な行為をすることができるようになりました。この改正により、遺言執行者は相続登記を行えるようになります。（第1014条第2項）

また、前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金または貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができます。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限ります。（同条第3項）

### 3. 遺言執行者の復任権

遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるようになります。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従います。（第1016条改正）

この第三者が行った行為について、復委任を行った当該遺言執行者は自己が行うのと同様の責任を負います。ただし、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負えば足ります。

## 編集後記

行政書士として登録してから1年が過ぎました。その間、勉強会や親睦会、BBQ大会などを通して、顔見知りの先生方も徐々に増えてきました。新人行政書士として、専門知識の豊富な先輩行政書士の方々が周りにたくさんいらっしゃることを非常に心強く感じています。

これからもこういった機会を利用して、「繋がり」を作っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

（嶽崎）